

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	48 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、信条として、税金、保険料、公共料金等の滞納、未納は一切しない主義で、20 歳で国民年金に加入した昭和 47 年\*月当時は学生で、国民年金の仕組み等を理解していなかったが、国民年金保険料は滞納なく納付してきた。

今回、国民年金保険料の納付記録を改めて確認したところ、未納期間があることを知り驚いた。期間は短いものの、信条として未納期間があるのが納得いかない。未納の意識が無かったので、国民年金保険料の領収書等は処分している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年\*月から国民年金に加入し、現在に至るまで国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間の前後は現年度納付されている上、国民年金保険料の納付状況等に係る申立人の供述内容に不自然な点はみられないことなどを踏まえると、申立期間についても国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

「ねんきん定期便」が届き、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたため、領収書を確認したところ、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を、A 市と B 市 C 区で重複して納付していることが分かった。B 市 C 区に転居後、納付書が送られてきたため、同年 10 月から 56 年 3 月までの納付書と思い込み納付していた。社会保険事務所（当時）に照会したところ、重複納付については還付となり、申立期間の保険料への充当はできない旨の回答があった。昭和 55 年度について、1 年分支払ったつもりであるので、保険料を還付せずに申立期間の保険料を納付したものとして認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、6 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている上、20 歳に到達した時以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は、全て納付されているところ、申立人は、A 市と B 市 C 区が発行した、55 年 4 月から同年 9 月までの領収書を保管しており、納付期間は重複しているものの、昭和 55 年度については、12 か月分納付していることが確認できる。

また、転入先の C 区役所の国民年金担当者は、転入手続において、年度途中の転入者の場合、転入時に納付状況を聞き取りし、重複して納付書が発行されないように納付書の交付を行っていたと回答していることから、当時発行された納付書は、申立期間に相当するものであったと推認される。

さらに、A 市、B 市 C 区、D 郡 E 町及び社会保険事務所の 4 者がそれぞれ

保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿から、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの重複納付に対して還付整理された記録は確認できないことを踏まえると、C 区で発行された納付書は、申立期間のものであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 2948～2982（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社本社から同社C事業所に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る在籍証明書及び同社の回答、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について誤った日付を届け出たことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月

31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 2983～2988（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年3月21日から同年4月1日まで

A社本社から同社C事業所に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る在籍証明書及び同社の回答、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について誤った日付を届け出たことを認めていることから、事業主が昭和43年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別紙 一覧表 (厚生年金事案2948~2988)

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	標準報酬月額
2948		男		昭和11年生		6万円
2949		男		昭和20年生		2万4,000円
2950		男		昭和22年生		2万2,000円
2951		男		昭和24年生		2万2,000円
2952		男		昭和23年生		2万2,000円
2953		男		昭和24年生		2万2,000円
2954		男		昭和22年生		2万4,000円
2955		男		昭和24年生		2万円
2956		男		昭和23年生		2万円
2957		男		昭和22年生		2万円
2958		男		昭和22年生		2万円
2959		男		昭和23年生		2万円
2960		男		昭和23年生		1万8,000円
2961		男		昭和24年生		1万8,000円
2962		男		昭和22年生		1万8,000円
2963		男		昭和23年生		1万8,000円
2964		男		昭和22年生		2万円
2965		男		昭和23年生		2万円
2966		男		昭和22年生		2万円
2967		男		昭和23年生		2万円
2968		男		昭和23年生		2万円
2969		女		昭和23年生		1万8,000円
2970		女		昭和23年生		1万8,000円
2971		女		昭和23年生		1万8,000円
2972		女		昭和23年生		1万8,000円

事案番号	氏名	性別	基礎年金番号	生年月日	住所	標準報酬月額
2973		女		昭和23年生		1万8,000円
2974		女		昭和22年生		1万8,000円
2975		女		昭和23年生		1万8,000円
2976		女		昭和23年生		1万8,000円
2977		女		昭和23年生		1万8,000円
2978		女		昭和23年生		1万8,000円
2979		女		昭和23年生		1万8,000円
2980		女		昭和22年生		1万8,000円
2981		女		昭和23年生		1万8,000円
2982		女		昭和23年生		1万8,000円
2983		男		昭和9年生		6万円
2984		男		昭和21年生		2万6,000円
2985		男		昭和22年生		2万8,000円
2986		男		昭和21年生		2万6,000円
2987		男		昭和13年生		5万2,000円
2988		女		昭和24年生		1万8,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社本社から同社C事業所に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る在籍証明書及び同社の回答、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について誤っ

た日付を届け出たことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年10月にA社に入社後、49年4月にC社（現在は、B社）に異動した。

C社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和49年7月1日となっているが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る「失業保険被保険者資格取得確認通知書」、及び同僚の供述から判断すると、申立人がC社及び同社の関連事業所に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、適用事業所名簿から、C社は昭和49年7月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認できるところ、B社は、「当時の給与台帳等の資料は保管されておらず、詳細は不明であるが、一般的に、同一事業所グループ内の事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において包括的に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていたと思われる。」と回答している上、複数の同僚が「C社及び同社の関連事業所に勤務し

ていた期間については、引き続き保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 49 年 3 月の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が保管されておらず不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和 49 年 4 月 1 日と記録されており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年11月にA社に入社後、49年4月にC社（現在は、B社）に異動した。

C社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和49年7月1日となっているが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、及び同僚の供述から判断すると、申立人がC社及び同社の関連事業所に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、適用事業所名簿から、C社は昭和49年7月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認できるところ、B社は、「当時の給与台帳等の資料は保管されておらず、詳細は不明であるが、一般的に、同一事業所グループ内の事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において包括的に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていたと思われる。」と回答している上、複数の同僚が「C社及び同社の関連事業所に勤務し

ていた期間については、引き続き保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 49 年 3 月の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が保管されておらず不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和 49 年 4 月 1 日と記録されており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 営業所における資格取得日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 11 日から同年 8 月 13 日まで  
(C 社、D 社、E 社)  
② 昭和 28 年 1 月 10 日から同年 8 月 10 日まで  
(A 社 B 営業所)

申立期間①について、F 社 G 事業所から、私と同時期にグループ会社（健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、「C 社、D 社、E 社」と記録されているが、以下「グループ会社」という。）に異動した同僚は、当該事業所で、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 26 年 6 月 11 日に取得しているにもかかわらず、私は、同年 8 月 13 日に同資格を取得した旨記録されている。

申立期間②について、A 社 B 営業所 H 出張所（厚生年金保険の適用は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 社 B 営業所で一括適用。ただし、オンライン記録では、A 社 I 支社として記録されている。）については、同社 B 営業所 H 出張所長からの要請により、昭和 28 年 1 月 10 日から勤務しており、このことは、同社から入手した資料等でも確認できる。

両事業所で一緒に勤務した、当時のことを供述できる同僚もいるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、A 社が発行した申立人に係る在籍証明書などにより、申立期間②において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、A 社が発行した「厚生年金保険の加入期間について」及び同社が

提出した同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付印は確認できない。）により、申立人は、昭和28年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「会社においては、採用された全従業員について約6か月間の臨時雇用の期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によると、そのうちの一人については、当該同僚が記憶する入社時期から6か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社B営業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚7人のうち6人が、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日より後になっていることが確認できることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも雇用保険に加入させると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和28年7月1日から同年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者資格取得届で確認できる記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、グループ会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人（申立人が名前を挙げた一人を含む。）から聴取しても、申立期間①において、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる具体的な供述は得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前述の同僚二人のうちの一人は、「F社G事業所に勤務していた際、会社から退職するように言われ、ほとんどの従業員が一斉に退職した。グループ会社がF社G事業所から継承した事業を再開した時

は、同社G事業所を退職した多くの者が再就職した。しかしながら、混乱していた時期であり、グループ会社においてきちんとした事務手続が行われていなかったことなどから、勤務し始めてすぐには厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、グループ会社に約1年間において勤務していたと供述している当該同僚には、申立人と同月である昭和26年8月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得してからの4か月間に係る厚生年金保険の被保険者期間しか確認できないことから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、グループ会社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、事業主及び事務担当者も確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、昭和28年1月10日から同年7月1日までの期間については、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同社は、申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、前述のとおり、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情とともに、事業主は、従業員について、必ずしも雇用保険に加入させると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日

平成 18 年 7 月 25 日に A 事業所から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した「給与・賞与支給実績一覧表」（平成 18 年分賞与 7 月分）により、申立人は、51 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 2 日に、事業主が 18 年 7 月 25 日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認でき、事業主は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日

平成 18 年 7 月 25 日にA事業所から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「給与・賞与支給実績一覧表」（平成 18 年分賞与 7 月分）により、申立人は、32 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 2 日に、事業主が 18 年 7 月 25 日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認でき、事業主は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日

平成 18 年 7 月 25 日にA事業所から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「給与・賞与支給実績一覧表」（平成 18 年分賞与 7 月分）により、申立人は、25 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 2 日に、事業主が 18 年 7 月 25 日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認でき、事業主は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

平成元年にA市B区役所から私の実家に国民年金手帳が送付されてきた。当時、私は学生だったので、両親が私に代わって国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたことを憶えている。

また、平成3年当時、私は首都圏のC市に居住していたが、B区役所から、国民年金保険料は住所地の市役所で納付するようにとの連絡をあり、同年からはC市で納付していた。

私の親が気を利かせて私の分まで国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、C市での納付記録しかないことに驚いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び年金手帳記号番号払出整理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月頃に、A市B区において職権で払い出されていることが確認できるものの、i) オンライン記録では、記号番号は「該当年番なし」とされていること、ii) 記号番号が払い出された時点では、申立人は既にC市に居住し、学生のため国民年金は任意加入となり、同区役所が職権適用を行う対象者ではなかったこと、iii) 申立人と同時期に同区役所で記号番号が職権で払い出されたものの中には、申立人と同様に、記号番号が「該当年番なし」とされているものが多く見られることなどから、申立人を含め職権適用に該当しない者に払い出された記号番号は、払出直後に同区役所で取消処理が行われたものと推認される。このため、申立人がC市で新たに記号番号の払出しを受ける3年8月までは、申立期間は国民年金の任意未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考え

えられる。

また、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人の両親の申立期間に係る保険料納付状況等の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 4 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 4 年 1 月まで

申立期間当時、A市Bに私の店の得意先があり、そこでまとまった金額の集金があったので、その近くの金融機関で、国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付していた領収書は無いが、昭和 63 年から平成 3 年までの確定申告書の控えがある。

国民年金保険料の納付は遅れる傾向にあったが、3年間も保険料を未納にすることは無かったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、国民年金保険料の納付日が確認できる期間について、全て夫婦同一日に納付されていることから、申立人夫婦の納付行動は同一であったと推認されることから、A市の国民年金記録及びオンライン記録では、申立人の夫も申立人と同様に申立期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が提出した昭和 63 年から平成 3 年までの期間に係る確定申告書控によると、各年の社会保険料控除欄には国民年金保険料額が記載されているものの、オンライン記録では、申立人夫婦は、昭和 63 年に夫婦共未納とされていた 61 年及び 62 年の 6 か月分を、平成元年に同じく昭和 62 年及び 63 年の 14 か月分を、並びに平成 2 年に同じく昭和 63 年の 10 か月分の保険料をそれぞれ過年度納付していることが確認でき、本来、これらの保険料を含めて国民年金保険料額を申告する必要があるが、申立人が提出した確定申告書控にはこれらの過年度保険料が反映されていないこと、及び保険料が納付済みとされている申立期間前の期間の多くが過年度納付されていることなどを踏まえると、申立人が提出した確定申告書控の記載をもって申立人夫婦が申立期間の保険料

を納付していたものとは認め難い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 4 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 4 年 1 月まで

申立期間当時、A市Bに私の店の得意先があり、そこでまとまった金額の集金があったので、その近くの金融機関で、国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付していた領収書は無いが、昭和 63 年から平成 3 年までの確定申告書の控えがある。

国民年金保険料の納付は遅れる傾向にあったが、3年間も保険料を未納にすることは無かったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、国民年金保険料の納付日が確認できる期間について、全て夫婦同一日に納付されていることから、申立人夫婦の納付行動は同一であったと推認されることから、A市の国民年金記録及びオンライン記録では、申立人の妻も申立人と同様に申立期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が提出した昭和 63 年から平成 3 年までの期間に係る確定申告書控によると、各年の社会保険料控除欄には国民年金保険料額が記載されているものの、オンライン記録では、申立人夫婦は、昭和 63 年に夫婦共未納とされていた 61 年及び 62 年の 6 か月分を、平成元年に同じく昭和 62 年及び 63 年の 14 か月分を、並びに平成 2 年に同じく昭和 63 年の 10 か月分の保険料をそれぞれ過年度納付していることが確認でき、本来、これらの保険料を含めて国民年金保険料額を申告する必要があるが、申立人が提出した確定申告書控にはこれらの過年度保険料が反映されていないこと、及び保険料が納付済みとされている申立期間前の期間の多くが過年度納付されていることなどを踏まえると、申立人が提出した確定申告書控の記載をもって申立人夫婦が申立期間の保険料

を納付していたものとは認め難い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年12月までの期間及び平成5年10月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から47年12月まで  
② 平成5年10月から10年3月まで

申立期間①については、A市で国民年金保険料を集金人が集金に来ていたので夫婦二人分の保険料を私が納付していたが、私の分だけの保険料が未納になっている。

また、申立期間②については、平成11年頃100万円を持参し、免除期間となっていた2年7月から10年3月までの期間を追納したが、社会保険庁(当時)の記録では、2年7月から5年9月までの期間の保険料しか追納したことになっていない。

申立期間①及び②について、保険料を納付したことは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に夫婦連番で、B市C区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、特殊台帳では、申立人及びその夫は、当該期間直後の同年1月から49年3月までの期間を過年度納付していること、及び申立人の夫は、40年3月から47年12月までの期間を一括で特例納付していることが確認されることから、申立期間①について、A市で夫婦二人分の保険料を集金人へ納付したとする申立人の供述と符合しない上、特殊台帳では、当該期間の保険料が特例納付された事跡も見当たらない。

また、申立期間②については、オンライン記録では、平成11年11月25日に当該期間直前の2年7月から5年9月までの期間の追納申出がなされ、同年

12月2日に50万円弱が追納されていることは確認できるものの、申立期間②については、追納申出及び保険料が追納された事跡は見当たらない上、当該期間を含めて追納した場合の保険料額は、申立人が納付したと供述する追納額と符合しないことなどを踏まえると、当該期間の保険料が追納されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 1 月まで

私は、申立期間当時、会社の倒産により、厚生年金保険から国民年金への変更手続及び保険料の納付を全て妻がやってくれていたため、申立期間の国民年金保険料について、妻は納付済みとされているのに対し私は未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 12 月頃に A 市で払い出されており、同市の国民年金被保険者台帳では、申立人は 51 年 8 月に B 社の厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者の資格を喪失しており、同市においてこれ以降に国民年金被保険者の資格を再取得した形跡は見当たらない上、申立人の改製原戸籍附票により 57 年 5 月に同市から転入していることが確認できる C 市の国民年金被保険者名簿では、申立人は D 社を退職した 58 年 6 月に国民年金被保険者の資格を再取得していることが確認できることから、平成 11 年 11 月に申立期間の資格記録が追加されるまでは、両市では、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、C 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金に係る住所転入手続は昭和 57 年 12 月 1 日に行われているのに対し、申立人の妻は同年 5 月 24 日に同手続を行っていることが確認できること、申立人の妻は、申立期間については国民年金被保険者期間とされており国民年金保険料を納付することが可能であったこと、並びに特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は同市の国民年金被保険者名簿の記録と一致していることなどを踏まえると、申立人の妻の

保険料が納付済みとされていることをもって申立人の申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から8年1月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から8年1月まで  
② 平成8年4月から同年6月まで

当時学生だった長男が20歳になったために、A市の国民年金担当課から国民年金の加入案内が送られてきたので、私が同市役所に行って長男に係る国民年金の加入手続をし、年金手帳を受け取った。その後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、コンビニエンスストアのB店かC銀行D出張所で納付していた。当時、E市F区までパート勤務のために通っていたので、駅に近いコンビニエンスストアのB店で主に納付していたように思う。

納付していた金額は、平成6年、7年及び8年が各1万数千円だった。領収書はもらったが、既に処分してしまった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の委任を受けたその母親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の基礎年金番号は平成9年3月28日に付番されていることが確認でき、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、基礎年金番号が付番された時点で、当該期間のうち6年11月から7年1月までの期間は、時効によって国民年金保険料を納付することができない期間である上、領収済通知書によって、申立期間①直後の8年2月及び同年3月の保険料が、時効が成立する間際の10年3月25日に1枚の過年度納付書によって納付されていることが

確認できることから、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間②については、上記のとおり、当該期間の直前の平成8年2月及び3月の国民年金保険料が1枚の過年度納付書で時効間際の10年3月に納付されていること、領収済通知書によって、同年8月6日に、この時点で最大限遡って納付することができる8年7月から9年3月までの各月ごとの9枚の納付書が発行され、それぞれ納期限内に納付されていること、及び当該期間に係る領収済通知書が見当たらないことなどを踏まえると、当該期間の保険料は、直後の保険料が納付された10年8月時点で時効となり、納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料を主にコンビニエンスストアのB店で納付したとしているところ、コンビニエンスストアでの保険料の収納が開始されたのは平成16年2月からであることなど、保険料の納付についての申立人の母親の記憶は定かではない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年5月までの期間及び47年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から41年5月まで  
② 昭和47年5月から同年11月まで

私は、昭和35年頃、当時顔見知りだったA区役所の職員の訪問を受け、友人二人と共に国民年金に加入した。

国民年金保険料は、半年ごとに千円弱をB市A区C出張所で納付し、手帳に領収印を押してもらっていた。

申立期間については国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び閉鎖登記簿により、申立期間の前年である昭和39年11月に、申立人の夫が取締役を務めていたD社が、社会保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる上、申立人の夫は、同年同月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の加入手続を行わず、47年12月に申立人と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで国民年金へは未加入であり、国民年金保険料の納付は行われていないこと、ii) 申立人は、当時、申立人の夫が国民年金保険料を納付していなかった原因について、D社が社会保険の適用事業所に該当しなくなる直前に、経済的な事情があったことを供述していること、iii) 申立人が一緒に加入したと主張する友人は、国民年金保険料の納付は別々であったとしており、友人から申立人が申立期間の保険料を納付していたとする供述は得られないこと、iv) 特殊台帳においてもオンライン記録と同様に当該期間は未納とされていることなどを踏まえると、当該期間の保険料が納付されていたものと

は考え難い。

また、申立期間②については、オンライン記録では、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、申立人の国民年金の裁定請求に伴い昭和 62 年 8 月 7 日に入力処理されていることが確認できることから、当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年7月まで

私は、平成7年9月頃に、父とA市B区役所で国民年金の加入手続きを行った際、職員から過去3年間の国民年金保険料を遡って納付できると聞いたので、同区役所窓口で保険料を一括して納付した。

しかし、「ねんきん特別便」の納付記録を確認したところ、平成7年9月4日に3年分となる36か月の保険料を納付したはずの納付月数が、26か月となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年9月4日にA市B区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、制度上、この時点で国民年金保険料を遡って一括納付することが可能な期間は、5年8月から7年7月までの2年間とされ、これより前の期間については時効により保険料を納付することができないところ、オンライン記録では、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された同日に、上記の2年間の保険料、並びに7年8月及び同年9月の保険料を一括して納付していることが確認できることから、申立期間については時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 10 月まで

平成 7 年から 9 年頃であったと思うが、私たち夫婦宛に国民年金保険料が免除されていた申立期間についての国民年金追納勧奨状が送付されてきた。

それ以前の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間に係る私宛の国民年金追納勧奨状では、追納に必要な保険料額が高額であったため、追納できなかったが、今回の夫婦宛の国民年金追納勧奨状に記載された申立期間の追納保険料額は、納付できない額ではなかったため、私がまず私の分の追納保険料を、追納場所はよく憶<sup>おぼ</sup>えていないが、確か A 町役場の税務課の窓口職員に納付し、翌日に夫の分の追納保険料を納付した。

納付時に、領収書は受け取らなかったが、申立期間が申請免除期間とされていることに納付できないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金追納勧奨状に現金を添え、A 町役場の窓口職員に申立人自身の分の追納保険料を納付し、その翌日に申立人の夫の分の追納保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持している、平成 7 年 1 月 11 日に社会保険事務所(当時)が作成した昭和 60 年度追納分の国民年金追納勧奨状により、申立期間についても、同様の国民年金追納勧奨状が送付された可能性は否定できないものの、A 町役場では、「国民年金保険料の収納は、現年度保険料のみであり、追納保険料を役場窓口で取り扱ったことはない。」と回答している上、オンライン記録により、追納の申出があれば記録されるべき納付書作成の記録が確認できない。

また、申立人夫婦が追納をしたとする申立期間に係る国民年金保険料の金

額は、申立期間の国民年金保険料の追納に必要な金額とは大きく相違している上、追納する場合には社会保険事務所において追納保険料の納付書の発行を受ける必要があるところ、申立人夫婦は、社会保険事務所に納付書の発行を依頼する等を行った記憶は無いと供述している。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が追納したとする時期についての記憶は明瞭でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 10 月まで

平成 7 年から 9 年頃であったと思うが、私たち夫婦宛に国民年金が免除されていた申立期間についての国民年金追納勧奨状が送付されてきた。

それ以前の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間に係る妻宛の国民年金追納勧奨状では、追納に必要な保険料額が高額であったため、追納できなかったが、今回の夫婦宛の国民年金追納勧奨状に記載された申立期間の追納保険料額は、納付できない額ではなかったため、妻がまず妻の分の追納保険料を、追納場所はよく憶<sup>おぼ</sup>えていないが、確か A 町役場の税務課の窓口職員に納付し、翌日に私の分の追納保険料を納付した。

納付時に、領収書は受け取られなかったが、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金追納勧奨状に現金を添え、A 町役場の窓口職員に申立人の妻の分の追納保険料を納付し、その翌日に申立人の分の追納保険料を納付したと主張しているところ、申立人の妻が所持している、平成 7 年 1 月 11 日に社会保険事務所(当時)が作成した昭和 60 年度追納分の国民年金追納勧奨状により、申立期間についても、同様の国民年金追納勧奨状が送付された可能性は否定できないものの、A 町役場では、「国民年金保険料の収納は、現年度保険料のみであり、追納保険料を役場窓口で取り扱ったことはない。」と回答している上、オンライン記録により、追納の申出があれば記録されるべき納付書作成記録が確認できない。

また、申立人夫婦が追納をしたとする申立期間に係る国民年金保険料の金

額は、申立期間の国民年金保険料の追納に必要な金額とは大きく相違している上、追納する場合には社会保険事務所において追納保険料の納付書の発行を受ける必要があるところ、申立人夫婦は、社会保険事務所に納付書の発行を依頼する等を行った記憶は無いと供述している。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が追納したとする時期についての記憶は明瞭でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 51 年 3 月まで  
父が生前に「昭和 45 年 10 月から年金の保険料を払っている。」と言っていたので、父が申立期間の国民年金保険料を払ってくれていると思っていたところ、申立期間について未納となっている。

厚生年金保険被保険者の資格を喪失した時に、社会保険事務所（当時）の職員から「あなたの保険料は最初から払っているので大丈夫です。」との旨を言われたので、保険料は父が払ってくれていたものと信じており、現在所持している年金手帳とは別に年金手帳があるのではないかと思っている。

申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 2 月中旬から同年 3 月初めの間に払い出されたことが推認でき、この時点において申立期間の一部（昭和 45 年 10 月から 48 年 12 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったとする申立人の父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2996 (事案 823 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から同年 10 月まで  
(A社)  
② 昭和 36 年 7 月から 38 年 2 月まで  
(B社)  
③ 昭和 39 年 1 月から 40 年 7 月まで  
(C社)  
④ 昭和 45 年 1 月から同年 10 月まで  
(C社)

年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

今回、申立期間の一部を変更の上、B社についてはD氏が、C社についてはE氏が、それぞれの勤務先での保険料控除について供述してくれるはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人及び同僚の供述から判断される当該事業所の従業員数が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 34 年 8 月 1 日から 39 年 12 月 1 日までの期間における被保険者数よりも多いことなどから判断すると、当該事業所には、厚生年金保険の被保険者としての加入手続が行われていない従業員が多数いたことがうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに際し、新たな情報を提示していない。

2 B社に係る申立期間②について、前回の申立期間である昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 8 月までの期間に係る申立てについては、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人は、「昭和 37 年 1 月から事業住宅で寝泊まりし、当時 5 万円程度の小遣いをもらっていた。入社から 4 か月目頃に車の免許を取得し、その後に同社の工事を手伝うようになって、厚生年金保険料を控除されて 4 万円程度を給与としてもらうようになった。」旨を供述しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立人が工事を手伝うようになったとする時期から約 1 年後の 38 年 5 月 1 日であり、前述の被保険者原票により確認できる同日現在の標準報酬月額が最高である者の標準報酬月額（2 万 6,000 円）と申立人が供述する給与として受領したとする金額に見合う標準報酬月額に乖離<sup>かいり</sup>が見受けられる上、申立人が供述している申立期間②における同社の従業員数と同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同日現在の被保険者数が異なるなど、従業員数についても申立人の記憶違いが認められることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな情報として知人一人の名前を提示して再申立てを行っているが、同氏の連絡先は不明で、同氏から事情を聴取することができず、申立人の供述を裏付けることはできない。

また、申立人は、前述の知人について、申立期間②当時、B社に勤務していなかったと供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該知人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、今回、申立人はB社に係る申立てについて、前回の申立期間である昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 8 月までの期間を、今回の申立期間②に変更して再申立てを行っているが、前述のとおり、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは 38 年 5 月 1 日であり、変更後の申立期間②においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

3 C社に係る申立てについて、前回の申立期間である昭和 41 年 1 月及び同年 2 月に係る申立てについては、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同被保険者原票により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きる、社会保険事務を担当していたと供述する者から、「会社には、原則3か月間の試用期間があった。試用期間は一律ではなく、人によっては半年間以上もあったし、社会保険に加入することを望まない従業員もいた。」との供述が得られているところ、同被保険者原票により、供述が得られた別の同僚が記憶する入社日と当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が約1年異なることなどから判断すると、当該事業所には、3か月間から、人により1年間程度の試用期間があったことが推認され、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな情報として知人一人の名前を提示して再申立てを行っているが、同氏の連絡先は不明で、同氏から事情を聴取することができず、申立人の供述を裏付けることはできない。

また、申立人は、前述の知人について、申立期間③当時、C社に勤務していなかったと供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該知人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、今回、申立人はC社に係る申立てについて、前回の申立期間である昭和41年1月及び同年2月を、今回の申立期間③に変更して再申立てを行っているが、変更後の申立期間③においても、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同被保険者原票により、変更後の申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人から聴取しても、申立人を記憶しているとの供述は得られず、このうちの二人は、「厚生年金保険の被保険者記録は数か月間しかないが、1年以上在籍していた。」と供述しているなど、前回の申立てと同様に、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

- 4 申立期間④に係る申立てについては、前述の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同被保険者原票により、申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、昭和45年当時は30人程度の従業員がいた旨の供述が得られているものの、申立人が入社したとする同年1月1日時点及び申立人が退社したとする同年10月31日時点の被保険者数は13人となっていることなどから判断すると、C社には、厚生年金保険の被保険者としての加入手続が行われていない従業員が多数いたことがうかがわれることなどから、既に当委員会の決

定に基づき平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③と同様に、新たな情報として知人一人の名前を提示して再申立てを行っているが、同氏の連絡先は不明で、同氏から事情を聴取することができず、申立人の供述を裏付けることはできない。

また、申立人は、前述の知人について、申立期間④当時、C社に勤務していなかったと供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該知人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

- 5 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から同年 10 月まで  
(A社)  
② 昭和 43 年 1 月から 45 年頃まで  
(B社)  
③ 平成 11 年 2 月 27 日から同年 9 月 1 日まで  
(C社)

申立期間①については、昭和 40 年 8 月頃に、D市在住の私の知人の紹介で、私の妻と一緒にA会社に勤務し始め、当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶している。

申立期間②については、B社で厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶している。同社に勤務していたことは、外国人登録原票の記載内容から確認できる。

申立期間③については、C社（現在は、E社）に継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間においても、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る外国人登録原票の変更登録欄に「昭和 40. 8. 30 勤務先をF市G区H町『I社』とする」と記載されており、申立人は、「A社では、工事に従事していた。」と供述しているところ、J社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人が、「申立期間①当時、J社は、Kに

おける工事を請け負っていた。」と供述していることから判断すると、申立人が勤務していたと主張しているA社はJ社であると認められるとともに、期間の特定はできないものの、同社が請け負ったとするKにおける工事に申立人が従事していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、前述の被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人（前述の同僚二人のうちの一を含む。）は、「J社の社員は、営業担当か現場責任者であり、作業従事員は、下請会社の所属だったと思う。」と供述している上、そのうちの一人は、「申立期間①当時のKにおける工事現場において、J社の社員は、私が知っている、現場事務所長一人だったと記憶している。下請業者については、私では分からない。詳しいことは、現場事務所長や管理部門担当者しか分からないと思う。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、J社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明で、事務担当者も特定できず、前述の同僚の供述から判断するとKにおける工事の現場事務所長と推認される者は既に死亡していることから、これらの者からは事情が聴取できず、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人に係る外国人登録原票の変更登録欄に「昭和43.8.26 L社」と記載されており、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、申立人が勤務していたことを記憶していることから判断すると、申立人が勤務していたと主張しているB社はM社であると認められるとともに、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、前述の被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「従業員が給与の手取額が多いことを希望すれば、会社は厚生年金保険には加入させていなかった。私の知り合いにも、そういう人がいた。」と供述しているところ、社会保険事務を担当していたと供述する別の同僚が、申立人と同種の業務をしていた人

として名前を挙げた二人の名前が前述の被保険者原票では確認できないことから判断すると、申立期間②当時、事業主は、従業員の全員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の社会保険事務を担当していたと供述する者は、「入社して、最初から厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述しており、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情もうかがえる。

加えて、事業所番号等索引簿によれば、M社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立期間③について、C社に係るオンライン記録によれば、申立人は、同社における厚生年金保険被保険者の資格を平成 11 年 2 月 27 日に喪失し、同年 9 月 1 日に再度同資格を取得しており、当該再取得に係る記録は、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日に係る記録と一致する。

また、申立人は、N市において、C社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日と同日である平成 11 年 2 月 27 日に国民健康保険被保険者の資格を取得し、同社における厚生年金保険被保険者の資格を再度取得した日と同時期に国民健康保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、E社は、「かなり以前のことなので定かではない。申立人は在籍していたと思うが、申立期間③当時の資料は無く、申立期間③における在籍、保険料控除については、一切不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から32年3月1日まで  
「ねんきん定期便」を確認したところ、昭和30年10月1日から32年3月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。  
昭和30年10月1日からA社（現在は、B社）で勤務していたことに間違いなく、同年頃に会社の同僚と一緒に撮影した写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する労働者名簿から判断すると、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和32年3月1日であることが確認でき、当該被保険者資格の取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録による被保険者資格の取得日と一致している。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、複数の同僚について、雇用保険の被保険者記録から確認できる被保険者資格の取得日は、前述の被保険者名簿で確認できる被保険者資格の取得日と一致していないことが確認できる。

加えて、複数の同僚について、B社が保管する人事記録により確認できる入社日は、前述の被保険者名簿で確認できる被保険者取得日と一致していないことが確認できることなどから判断すると、事業主は、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうか

がえる。

また、現在の事業主は、「当時の社会保険の加入手続については、当時の事情を知っている者がいないので不明である。」と回答している上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は保管しておらず、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険料控除に関する供述等を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、昭和30年頃に撮影したとして申立人が提出した写真については、当該写真に撮影年月日の記載は無いなど、撮影された時期を特定することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月27日から49年3月1日まで  
② 昭和49年4月17日から52年1月4日まで

私は、A病院に、昭和47年11月27日から55年5月15日までの期間に継続して同じ勤務条件で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同病院から発行された在職期間証明書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA病院の在職期間証明書において、申立人の同病院における在職期間は昭和47年11月27日から55年5月15日までの期間である旨記載されていることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A病院は昭和48年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①のうち、47年11月27日から48年3月1日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A病院は、「申立人は、正職員とは異なる臨時的任用の職員であったものと思われる。厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった時期以降の期間について、当病院では正職員はB共済組合に加入させ、その他の職員は厚生年金保険に加入させることも可能であったが、正職員以外の職員全員について厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったようである。」と回答している。

さらに、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失確認通知書により、申立人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録どおりの届出がされていることが確認できる上、当該事業所は、「申立人については、保管している届出書類どおりの厚生

年金保険の加入手続を行っているものと思われ、厚生年金保険に加入させていない者の給与から保険料を控除することは無い。」と回答しているところ、当該事業所が保管する、昭和49年7月及び同年11月に係る「被保険者名及び保険料額」に申立人の名前は確認できない。

加えて、上記の「被保険者名及び保険料額」に記載された被保険者と、前述の被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者が一致する上、社会保険事務所（当時）が発行し、当該事業所が保管する昭和49年7月及び同年11月分の保険料納入告知額通知書並びに納入告知書に記載された請求保険料額と、上記の「被保険者名及び保険料額」に記載された保険料計算額は一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 15 日から 29 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 19 年春頃にA社B事業所（昭和 41 年 4 月 1 日に「A社C事業所」へ名称変更。）に入社し、46 年 2 月頃までの期間において勤務した。

A社B事業所に入社した当初から臨時社員であり、1年ごとに雇用契約の更新があったが、同社を退職するまでの期間については、途中で退職すること無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚は、「昭和 21 年又は 22 年頃に、A社B事業所に入社して、同社B事業所で申立人と一緒に約 10 年間勤務した。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はA社B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）では、申立人に係る備考欄に、昭和 20 年 9 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の記録が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、いずれの記録とも申立人に係る資格喪失年月日欄に「20. 9. 15」と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致することが確認できる。

また、払出簿、被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人に係る記録の前後において、終戦直後の昭和 20 年 9 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が大量に集中している時期があることが認められるところ、被保

険者名簿において、申立人と同じ厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和20年9月15日）の記録が確認できる女性3人は、当該3人に係る旧台帳においても、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失日が被保険者名簿の記録と一致することが確認できる。

さらに、払出簿、被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、昭和29年12月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を再度取得しており、その際に厚生年金保険被保険者記号番号が新たに払い出されていることが確認できる。

加えて、前述の申立人が名前を挙げた同僚は、「昭和21年又は22年頃に、A社B事業所に入社して、同社B事業所で申立人と一緒に約10年間勤務した。」と供述しているが、被保険者名簿及びオンライン記録では、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、法人登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A社は、昭和46年4月3日に株主総会の決議により解散し、平成10年6月26日に清算終了しており、当時の賃金台帳等の資料は見当たらず、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない上、他の複数の同僚等に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況に関する具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。